

流山市景観条例 新旧対照表

新		旧	
別表第2（第9条関係） 景観計画区域内における行為で届出の対象とならないもの 1 景観計画区域（景観計画重点区域を除く。）		別表第2（第9条関係） 景観計画区域内における行為で届出の対象とならないもの 1 景観計画区域（景観計画重点区域を除く。）	
行 為	規 模	行 為	規 模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	次の各号のいずれにも該当しない建築物 （1）次に掲げる用途地域の区分に応じて定める高さを超えるもの ア 商業地域、近隣商業地域、工業地域及び準工業地域 15メートル イ ア以外の地域（市街化調整区域を含む。） 10メートル （2）延べ面積が1,500平方メートルを超えるもの （3） <u>コンテナ倉庫（コンテナ又はこれに類するものを使用した建築物のうち、その内部を倉庫として賃貸する事業のために利用するもの又は倉庫業を営むために利用するものをいう。以下同じ。）</u> （4） <u>前3号に定めるもののほか、流山市開発事業の許可基準等に関する条例（平成22年流山市条例第14号。以下「開発条例」という。）第2条第1項第11号の事前協議対象事業に該当するもの</u>	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	次の各号のいずれにも該当しない建築物 （1）次に掲げる用途地域の区分に応じて定める高さを超えるもの ア 商業地域、近隣商業地域、工業地域及び準工業地域 15メートル イ ア以外の地域（市街化調整区域を含む。） 10メートル （2）延べ面積が1,500平方メートルを超えるもの （3） <u>前2号に定めるもののほか、流山市開発事業の許可基準等に関する条例（平成22年流山市条例第14号。以下「開発条例」という。）第2条第1項第11号の事前協議対象事業に該当するもの</u>
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更すること	次の各号のいずれにも該当しない工作物 （1）高さが6メートルを超える煙突 （2）高さが15メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更すること	次の各号のいずれにも該当しない工作物 （1）高さが6メートルを超える煙突 （2）高さが15メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

流山市景観条例 新旧対照表

新		旧	
<p>となる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<p>(3) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設</p> <p>(4) メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設</p> <p>(5) 高さが5メートルを超える高架道路</p> <p>(6) 幅が10メートルを超え又は延長が20メートルを超える橋梁</p> <p>(7) 築造面積が300平方メートルを超え又は高さが15メートルを超えるもの</p> <p><u>(8) 次に掲げる要件の全てを満たしているもの（以下「コインパーキング」という。）</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ア 道路の路面外に設置される道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両の駐車のための施設であること。</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>イ 次に掲げるいずれかの附属の設備があること。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(ア) 利用者の出入りを管理するためのゲート又はこれに類するもの</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(イ) 利用の対価を精算するための機械</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(ウ) 利用時間を計るための機械</u></p> <p><u>(9) 前各号に定めるもののほか、開発条例第2条第1項第11号の事前協議対象事業に該当するもの</u></p>	<p>となる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<p>(3) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設</p> <p>(4) メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設</p> <p>(5) 高さが5メートルを超える高架道路</p> <p>(6) 幅が10メートルを超え又は延長が20メートルを超える橋梁</p> <p>(7) 築造面積が300平方メートルを超え又は高さが15メートルを超えるもの</p> <p><u>(8) 前各号に定めるもののほか、開発条例第2条第1項第11号の事前協議対象事業に該当するもの</u></p>
<p>開発行為</p>	<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為で、300平方メートル未満のもの</p>	<p>開発行為</p>	<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為で、300平方メートル未満のもの</p>

流山市景観条例 新旧対照表

新		旧	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆たい積	堆積に係る面積が300平方メートル未満のもの又は道路その他の公共の場所から容易に望見できないもの	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆たい積	堆積に係る面積が300平方メートル未満のもの又は道路その他の公共の場所から容易に望見できないもの
2 景観計画重点区域 (1) つくばエクスプレス沿線整備区域、流山本町区域及び利根運河区域（市街化区域に限る。）		景観計画重点区域 (1) つくばエクスプレス沿線整備区域、流山本町区域及び利根運河区域（市街化区域に限る。）	
行 為	規 模	行 為	規 模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	次の各号のいずれにも該当しない建築物 (1) 高さが10メートルを超え又は階数が3を超えるもの (2) 延べ面積が500平方メートルを超えるもの (3) <u>コンテナ倉庫</u> (4) <u>前3号</u> に定めるもののほか、開発条例第2条第1項第11号の事前協議対象事業に該当するもの	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	次の各号のいずれにも該当しない建築物 (1) 高さが10メートルを超え又は階数が3を超えるもの (2) 延べ面積が500平方メートルを超えるもの (3) <u>前2号</u> に定めるもののほか、開発条例第2条第1項第11号の事前協議対象事業に該当するもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	次の各号のいずれにも該当しない工作物 (1) 高さが6メートルを超える煙突 (2) 高さが15メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの (3) 高さが4メートルを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの (4) 高さが8メートルを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	次の各号のいずれにも該当しない工作物 (1) 高さが6メートルを超える煙突 (2) 高さが15メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの (3) 高さが4メートルを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの (4) 高さが8メートルを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの

流山市景観条例 新旧対照表

新		旧	
	<p>(5) 高さが2メートルを超える擁壁</p> <p>(6) 道路に沿って設けられる高さが2メートルを超える門又は塀</p> <p>(7) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設</p> <p>(8) メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設</p> <p>(9) 高さが5メートルを超える高架道路</p> <p>(10) 幅が10メートルを超え又は延長が20メートルを超える橋梁</p> <p>(11) 築造面積が300平方メートルを超え又は高さが10メートルを超えるもの</p> <p><u>(12) コインパーキング</u></p> <p><u>(13) 前各号に定めるもののほか、開発条例第2条第1項第11号の事前協議対象事業に該当するもの</u></p>		<p>(5) 高さが2メートルを超える擁壁</p> <p>(6) 道路に沿って設けられる高さが2メートルを超える門又は塀</p> <p>(7) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設</p> <p>(8) メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設</p> <p>(9) 高さが5メートルを超える高架道路</p> <p>(10) 幅が10メートルを超え又は延長が20メートルを超える橋梁</p> <p>(11) 築造面積が300平方メートルを超え又は高さが10メートルを超えるもの</p> <p><u>(12) 前各号に定めるもののほか、開発条例第2条第1項第11号の事前協議対象事業に該当するもの</u></p>
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で、300平方メートル未満のもの	開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で、300平方メートル未満のもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆たい積	堆積に係る面積が300平方メートル未満のもの又は道路その他の公共の場所から容易に望見できないもの	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆たい積	堆積に係る面積が300平方メートル未満のもの又は道路その他の公共の場所から容易に望見できないもの

流山市景観条例 新旧対照表

新		旧	
(2) 新川耕地区域及び利根運河区域 (市街化調整区域に限る。)		(2) 新川耕地区域及び利根運河区域 (市街化調整区域に限る。)	
行 為	規 模	行 為	規 模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	次の各号のいずれにも該当しない建築物 <u>(1) 延べ面積が、10平方メートルを超えるもの</u> <u>(2) コンテナ倉庫</u>	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<u>延べ面積が、10平方メートル以下のもの</u>
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	次の各号のいずれにも該当しない工作物 (1) 高さが6メートルを超える煙突 (2) 高さが15メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの (3) 高さが4メートルを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの (4) 高さが8メートルを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの (5) 高さが2メートルを超える擁壁 (6) 道路に沿って設けられる高さが2メートルを超える門又は塀 (7) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設 (8) メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設 (9) 高さが5メートルを超える高架道路	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	次の各号のいずれにも該当しない工作物 (1) 高さが6メートルを超える煙突 (2) 高さが15メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの (3) 高さが4メートルを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの (4) 高さが8メートルを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの (5) 高さが2メートルを超える擁壁 (6) 道路に沿って設けられる高さが2メートルを超える門又は塀 (7) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設 (8) メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設 (9) 高さが5メートルを超える高架道路

流山市景観条例 新旧対照表

新		旧	
	<p>(10) 幅が10メートルを超え又は延長が20メートルを超える橋梁</p> <p>(11) 築造面積が10平方メートルを超えるもの</p> <p><u>(12) コインパーキング</u></p> <p><u>(13)</u> 前各号に定めるもののほか、開発条例第2条第1項第11号の事前協議対象事業に該当するもの</p>		<p>(10) 幅が10メートルを超え又は延長が20メートルを超える橋梁</p> <p>(11) 築造面積が10平方メートルを超えるもの</p> <p>(12) 前各号に定めるもののほか、開発条例第2条第1項第11号の事前協議対象事業に該当するもの</p>
<p>屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆たい積</p>	<p>堆積に係る面積が300平方メートル未満のもの又は、道路その他の公共の場所から容易に望見できないもの</p>	<p>屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆たい積</p>	<p>堆積に係る面積が300平方メートル未満のもの又は、道路その他の公共の場所から容易に望見できないもの</p>